

議案第29号

市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について

市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和3年9月3日提出

市川市長 村越祐民

市川市条例第 号

市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本市は、本を通じた学習及び交流の場を提供し、コミュニティの形成を促進することにより、市民等が学び続けられる環境の醸成を図るため、学習交流施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 学習交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市川市学習交流施設 市本

位置 市川市市川1丁目1番1号

(事業)

第3条 学習交流施設においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 本を通じた学習の場の提供に関する事業
- (2) 本を通じた市民等の交流の場の提供に関する事業
- (3) 本を通じた学習及び交流の促進を目的とする催物の実施に関する事業
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(入館料)

第4条 学習交流施設の入館料は、無料とする。

(開館時間)

第5条 学習交流施設の開館時間は、午前11時から午後9時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 学習交流施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日
- (4) 12月29日から同月31日まで

(入館の制限等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、学習交流施設を利用するもの（以下「利用者」という。）に対し、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 利用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 利用者が施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) その他学習交流施設の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

(損害賠償)

第8条 利用者は、施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせたときは、速やかに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年11月3日から施行する。

## 理 由

本を通じた学習及び交流の場を提供し、コミュニティの形成を促進することにより、市民等が学び続けられる環境の醸成を図るための施設として学習交流施設を開設することに伴い、その設置及び管理について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。